

福津市人権啓発講師派遣事業実施要綱  
(平成20年7月8日福津市告示第100号)

(趣旨)

第1条 この告示は、福津市内における人権啓発事業の一環として市民団体等が主催する研修会、講演会等（以下「研修会等」という。）に講師を派遣するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象事業)

第2条 派遣対象事業は、毎年4月1日から翌3月31日までの間に開催される次の各号に掲げる研修会等とする。

- (1) 10人以上の参加者を対象とし、自主的・自発的に実施するもの
- (2) 原則として国、県、その他市町村及びその他の団体からの助成をうけていないもの
- (3) 営利を目的としてないもの
- (4) その他特に市長が必要と認めたもの

2 派遣対象事業は、個々の市民団体等につき、年度1回を限度とする。ただし、福津市の人権教育・啓発指導員を講師とする研修会等については、この限りではない。

(講師の選定)

第3条 講師の選定は、研修会等を主催する市民団体等が行い、人権講演会申請書(様式第1号)を提出し市の承認を受けなければならない。

2 市は、前項の申請を受けた場合は、すみやかに承認の可否を決定し人権啓発派遣講師決定通知書(様式第2号)を申請者に通知しなければならない。

(講師謝金の負担割合及び請求)

第4条 前条第2項の規定により承認された講師の謝金については、上限額を2万円(1時間当たり1万円とする。)とし、その謝金額を市が負担するものとする。

2 申請者は、この請求については、研修会等終了後すみやかに人権講演会実施報告書(様式第3号)及び講師が押印した謝金請求書を提出しなければならない。

(講師謝金の支払)

第5条 市は、前条の請求書を受理してから、30日以内に講師指定の口座に謝金を振り込むものとする。

(謝金選定承認の取消し)

第6条 市は、申請団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、講師選定承認決定を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 人権講演会申請書(様式第1号)の内容に虚偽の記載が認められたとき。

(庶務)

第7条 この事業に関する庶務については、市民部人権政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、謝金の支払い等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（平成20年7月8日福津市告示第100号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日福津市告示第61号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 人権講演会申請書

平成 年 月 日

福津市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

依頼者氏名 \_\_\_\_\_ 印

人権教育・啓発を目的として人権講演会を下記のとおり開催したいので、講師等の調整をお願いします。

### 記

団 体 名		
代 表 者 氏 名 ( 連 絡 先 )	氏 名	
	住 所	
	電 話	
講 演 会 趣 旨		
日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
場 所		
参加対象者及び参加者数 (参加者数は予定)		
希 望 講 師 名		
希望講師住所・連絡先		
希望テーマ又は内容		
その他、参考事項		

## 人権啓発派遣講師決定通知書

平成 年 月 日

様

福 津 市 長

平成 年 月 日付で申請のあった人権講演会は、下記のとおり決定したので通知します。

記

団 体 名		
代 表 者 氏 名 ( 連 絡 先 )	氏 名	
	住 所	
	電 話	
日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
場 所		
講 師 氏 名		
承認決定の内容	承認	不承認
決 定 謝 金 額		
備 考		

## 人権講演会実施報告書

平成 年 月 日

福津市長 様

団体名 \_\_\_\_\_  
報告者氏名 \_\_\_\_\_ 印

人権教育・啓発を目的とした人権講演会を下記のとおり実施したので、報告いたします。

### 記

報告者氏名	氏名	
	住所	
	電話	
日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
場所 (会場名)		
参加対象者		
参加者数		
講師名		
講演テーマ又は内容		
その他、参考事項		

※ 実施報告時に講演会の写真を2枚程度添付してください。(うち、1枚は講師が分かるもの)